**新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金Q&A**

**新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金とはどのような補助金ですか。**

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる県内中小企

業等の今後の事業活動に資する①人材育成・確保に関する取組、②働き方改革・職

場環境改善に関する取組、③インターネット等を活用した新たな販路開拓に関する

取組に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助するものです。

**対象者は。**

**A.** 滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等のみなさま。

詳細は、募集要領をご確認ください。

**中小企業者、小規模事業者の要件は。**

**A.**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業種 | 中小企業者  （下記のいずれかを満たすこと） | | 小規模事業者 |
| 資本金の額  または出資の総額 | 常時使用する従業員 | 常時使用する従業員 |
| ①製造業・建設業・運輸業その他の業種  （②～④を除く） | ３億円以下 | ３００人以下 | ２０人以下 |
| ②卸売業 | １億円以下 | １００人以下 | ５人以下 |
| ③サービス業 | ５，０００万円以下 | １００人以下 | ５人以下 |
| ④小売業 | ５，０００万円以下 | ５０人以下 | ５人以下 |

**書類の提出方法は。**

**A.** 受付方法は、県ホームページでの提出および郵送のみです。

①県ホームページ提出の場合

滋賀県庁ホームページから提出することができます。

（ＵＲＬ）https://s-kantan.jp/pref-shiga-u/offer/offerList\_detail.action?tempSeq=7812

なお、５月２２日（金）１７時００分までに送信を完了してください。

②郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

簡易書留郵便で郵送ください。５月２２日（金）の消印有効です。

（宛先）〒520-8577　大津市京町4-1-1　滋賀県庁 東館３階

滋賀県 商工観光労働部　商工政策課　企画・イノベーション推進係

※裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

**募集期間は。**

1. 令和２年４月３０日（木）から令和２年５月２２日（金）まで。

なお受付は先着順ではありません。

**他の補助金の交付を受けているが、応募は可能か。**

**A.** 同一の事業内容で、県や国、市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けている場

合、または、受けることが決定している場合には、この補助金に応募することはで

きません。

**いつまでに実施した事業が対象になるのか。**

1. 事業期間は、交付決定日から最長で令和２年10月30日（令和２年4月1日～募集分については最長で令和２年9月30日）までとなります。その間に開始し、事業者が自ら支払いまで終了した分のみが対象です。

※交付決定日よりも前に発注、購入、契約等をしたものは対象外となります。

詳細は、募集要領をご確認ください。

**どのような取組が対象となるのか。**

**A.** ①人材育成・確保に関する事業

②働き方改革・職場環境改善に関する事業

③インターネット等を活用した新たな販路開拓に関する事業

|  |
| --- |
| ＜補助対象となり得る取組事例＞  『 社員のスキルアップにつながる取組や人材確保につながる取組 』  ・外国語や新技術、おもてなし力向上などのOff-JT研修を実施する。  ・独自の研修コンテンツ（VRを使ったもの等）を制作する。  ・新たに就職情報サイトへ情報掲載を行う。  ・女性活躍を柱に収益力アップ、人材確保を推進するために社労士等のアドバイザーを導入する。  ・採用力向上、人材確保に向けたコンサルタントを導入する。  『 働き方改革や職場環境の改善につながる取組 』  ・サテライトオフィスを試行的に導入する。  ・働き方改革等についてコンサルタントを導入する。  ・従業員のニーズや実態等を把握するための調査を行う。  ・ワーク・ライフ・バランス制度や健康増進に係る制度等のガイドブックを作成する。  『 新たな販路開拓につながる取組 』  ・ECモール、越境ECへ出展する。  ・WEBを活用したテストマーケティングを行う。  ・販路開拓、ブランディングについてコンサルタントを導入する。 |

**対象となる①～③の取組のうち、複数の取組を行ってもよいのか。**

**A.** 可能です。

**設備を導入する場合は対象か。**

**A.** 設備の導入や更新は対象外です。

**看板の設置は対象か。**

**A.** 対象外です。

**パソコンやタブレットの購入は可能か。**

1. 対象外です。

**テレワークを導入したいが、対象か。**

**A.** テレワーク導入に関するものは、国の「サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金」を活用ください。

**設立後１年経過していない場合の提出書類は。**

1. 決算書等の代わりに、会社の事業計画書および収支予算書を提出いただきたい。

**滋賀県外の企業だが申請は可能か。可能な場合、納税証明書は他府県のものでよいか。**

**A.** 滋賀県内に事務所または事業所を有していれば申請は可能です。

納税証明書は、滋賀県の県税事務所で発行されたものを提出願います。

**会社概要のわかるパンフレットがない場合、何を提出すればよいか。**

**A.** ホームページの画面コピー等を提出してください。

**補助金の支払いはいつになるのか。**

**A.** 補助事業終了後、実績（実際に支払った金額）に基づきお支払いします。